

## 2020年度人権施策に関する報告

### ①人権教育 職員人権研修

全職員を対象とする人権研修(会計年度任用職員を含む)

年度	内容	参加人数
2018	<p>開催日:2月12日・13日・15日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・映像研修「多様性を尊重した職場のコミュニケーションと人権」 「障がいを超えて」</li> <li>・講演とグループ討議「ダイバーシティ時代に求められる人権感覚を理解する」 講師:芝本 正明さん(大阪企業人権協議会サポートセンター)</li> <li>・講演とグループワーク「部落差別問題を理解する」 講師:土田 光子さん(大阪教育大学非常勤講師)</li> </ul>	523
2019	<p>開催日:10月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「障害者差別解消法について～合理的配慮って何をすればいいの～」 講師:近藤 厚志さん(弁護士)</li> </ul> <p>※市民も対象とした研修</p> <p>開催日:2月17日、18日、19日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・映像研修「ハラスメント・しない、させないための双方向コミュニケーション」 「見過ごしていませんか 性的少数者(LGBT)へのセクシュアルハラスメント」</li> <li>・講演とグループワーク「インターネットと人権について」 講師:世利 桃枝 さん(特定非営利活動法人ニューメディア人権機構事務局次長)</li> <li>・講演とグループ討議「障害者理解を深める」 講師:潮谷 光人 さん(東大阪大学こども学部こども学科准教授)</li> </ul>	679
2020	<p>新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、研修1コマ(90分)の定員を20名程度(新採職員および人権推進員は受講必須)として開催し、その他の職員はeラーニング(庁内ネットワークシステム)による自己啓発研修</p> <p>開催日:2月16日、22日、24日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・映像研修「障がいってなに?～問いかける声 問われる社会」 「わたしらしくあなたらしく～多様な性を生きる～」</li> <li>・講演とグループ討議「コロナ禍において考える人権」 講師:朴 君愛さん(一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター 上席研究員)</li> <li>・講演とグループ討議「部落問題への理解を深める」 講師:靱山 彩さん、松本 郁夫さん</li> <li>・eラーニング(庁内ネットワークシステム)による自己啓発研修 「障害者差別解消法について」「職場のハラスメントについて」</li> </ul>	103

## 人権推進員研修

人権推進員(各課に1名配置)を対象とする研修

年度	内容	参加人数
2018	現地研修(フィールドワーク・講義) 開催日:平成31年3月15日 テーマ:「部落差別問題と人権のまちづくりを学ぶ」 場 所:向野地区 講 師:塩谷 幸子 さん(向野地域産業と歴史研究会)	26
2019	講演とワークショップ「自分のセクシュアリティを知ろう・考えよう。」 開催日:令和2年3月4日 テーマ:「自分のセクシュアリティを知ろう・考えよう。」 講 師:いのもと さん(ROS/QWRC/ポリアモリー研究室) 六色 かや子さん(ろくしきらぼ(6-Lab.))	27
2020	職員人権研修と合同開催	—

## 藤井寺市人権のまちづくり協会会員研修

協会会員を対象とする研修

年度	内容	参加人数
2018	現地研修(フィールドワーク・講義) 開催日:平成31年3月27日 テーマ:「歴史や文化の発展に寄与してきた被差別民衆の生活史について学ぶ」 場 所:龍安寺・ツラッティ千本 ボランティアガイドによる講義及び館内見学案内など	25
2019	現地研修(フィールドワーク・講義) 開催日:令和2年3月(予定) テーマ:「部落差別をはじめ人権問題の解決に向けた市民交流事業について理解を深める」 場 所:堺市立人権ふれあいセンター(交流ホール・相談ホール)・舩松人権歴史館 ボランティアガイドによる講義及び館内見学案内など	中止
2020	自己啓発研修 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の報告書と解決に向けた啓発教材による 自己啓発研修	全会員 へ郵送

## ②人権啓発

### 男女共同参画フォーラム(本市人権のまちづくり協会と協働)

市民を対象とする男女共同参画週間啓発事業

年度	内容	参加人数
2018	<p>テーマ:誰もが自分らしく、生きられる社会に向けて ～女が得か、男が得か、なぜ誰もが生きづらい社会なのか～</p> <p>開催日:6月29日 講師:谷口 真由美さん(大阪国際大学准教授)</p> <p>概要:社会に根強く存在しているジェンダー意識や性別役割分担意識により、男女を問わず多くの方が生きづらさを感じる社会となっている背景から課題を明らかにし、なぜ男女共同参画が必要とされているかについての理解を深める講演会</p>	140
2019	<p>テーマ:名もなき家事を考える 『妻よ薔薇のように 家族はつらいよⅢ』上映会</p> <p>開催日:6月28日 講師:斧出 節子さん(京都華頂大学現代家政学部教授)</p> <p>概要:女性の社会進出、男性の家庭参画は少しずつ進んでいるが、家事労働に対する社会的評価は低く、対価もないことから、「名もなき家事」を題材として学ぶとともに、家事労働の価値に対する認識を深める講演会</p>	130
2020	<p>新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、オンライン形式(藤井寺市公式チャンネルにて限定公開)で、男女共同参画フォーラムと併せて開催</p> <p>テーマ:ヒューマンライツコンサート ～音楽に込められたメッセージ～</p> <p>配信日:12月4日～13日 講師:(解説)松本城洲夫さん (演奏)アンサンブル・サビーナ</p> <p>概要:「女性の自立・自由」をテーマに、ジブリを含めた音楽が作られた背景や思いなどについて解説を受け、音楽を通じて男女共同参画の視点を養うための講演会</p>	視聴回数 約100件

### ふじいでらひゅーまんメッセ(本市人権のまちづくり協会と協働)

市民を対象とする人権週間啓発事業

年度	内容	参加人数
2018	<p>テーマ:皮や三味線のルーツに関する講演会&amp;津軽三味線コンサート</p> <p>講師:太田 恭治さん(元大阪人権博物館学芸員)</p> <p>開催日:12月4日</p> <p>概要:室町時代に琉球から日本にもたらされた三味線を通じて、当時、その作り手や演奏する人が被差別民であったことなど、いわれのない差別や人権問題についての講演会と、「来世楽」による津軽三味線コンサートの上演</p>	230
2019	<p>テーマ:映画「あん」上映会とハンセン病回復者の講演会</p> <p>講師:加藤めぐみさん(ハンセン病回復者支援センター) ハンセン病関西退所者原告団いちよの会会員</p> <p>開催日:12月6日(予定)</p> <p>概要:ハンセン病回復者とその周辺の人々との交流を通じて、生れてきた意味や生きていく意味を考える映画上映とともに、ハンセン病回復者に対する認識を深める講演会の実施</p>	110
2020	男女共同参画フォーラムと合同開催	—

## ピースメッセージ平和展(本市人権のまちづくり協会と協働)

市民を対象に、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝える事業

年度	内容	参加人数
2018	テーマ:戦争に奪われる日常 開催日:8月3日・4日 映画:『この世界の片隅に』 展示:戦時下の暮らしと堺大空襲パネル展(堺市立平和と人権資料館) 戦時下の暮らしに関する物品展示(立命館大学国際平和ミュージアム所蔵) 朗読コンサート:「夏服の少女たち」	370
2019	テーマ:新しい時代を迎えた今 後世に残す 薄れゆく戦争の記憶といのちの大切さ 開催日:8月2日・3日 映画:『夕凧の街 桜の国』『クロがいた夏』 展示:原子爆弾一広島と長崎の記録一(堺市立平和と人権資料館) 戦時下の暮らしに関する物品展示(立命館大学国際平和ミュージアム所蔵) 平和の歌声コンサート・命の大切さを伝える人形劇	330
2020	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、市庁舎1階ロビーにて縮小開催 開催期間 8月6日～8月14日 展示:「長崎・広島原爆パネル展」 「核兵器禁止条約早期締結を求める署名コーナー」設置	—

## 市広報紙・ホームページ等による啓発

市広報紙(毎月発行)等において人権に関する啓発記事を掲載する事業

4月	ハンセン病患者の人権問題について
5月	憲法週間について、人権擁護委員について
6月	ワークライフバランスについて、就職差別問題について
7月	さわやかなコミュニケーション(アサーション)について
8月	平和問題について
9月	新型コロナウイルスと人権について
10月	部落差別問題について
11月	女性に対する暴力根絶について、JKビジネスについて
12月	人権週間・人権三法について
1月	性別役割分担意識について
2月	外国人の人権問題について
3月	障害者の人権問題について

- ・市ホームページにおいて、様々な人権問題に関する啓発記事や情報を周知
- ・市公式動画チャンネルにおいて、女性に対する暴力根絶やDVに関する情報を周知
- ・市公式SNSにおいて、開催する様々な人権啓発イベントや啓発講座を周知

### ③相談体制

#### 行政による人権相談

実施内容	人権推進担当職員(3名)による様々な人権侵害の解消に向けた相談事業
実施体制	場所:市役所1階相談室 日時:月曜日～金曜日 9時～17時30分(祝日除く)
相談実績	別紙1のとおり

#### 人権悩みの相談室

実施内容	専任相談員(4名)による様々な人権に関する悩み事や問題に関する相談事業 また、女性に対する暴力をなくす運動期間中に、啓発パネル展と夜間特設相談室を実施 (11月13日、20日・両日21時まで)
実施体制	場所:市民総合会館3階相談室 日時:月曜日～土曜日(木曜日を除く) 9時～16時(12時～13時除く)
相談実績	別紙1のとおり

#### 人権相談(人権擁護委員藤井寺地区委員会と協働)

実施内容	人権擁護委員(7名)による様々な人権に関する相談事業
実施体制	場所:市役所1階相談室 日時:毎月第4木曜日 13時30分～15時30分
相談実績	2件(2020年度)

#### 人権相談ネットワーク会議

実施内容	各種相談窓口間の情報交換及び連携協力を目的としたネットワーク事業
実施体制	教育部門、福祉部門、環境部門、就労部門等とのネットワーク組織として位置づけを行い、 必要に応じて開催(協働人権課が庶務担当)
相談実績	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催できず

#### 合同相談事業(近隣市町村・関係団体と協働)

実施内容	羽曳野市、柏原市、大阪狭山市、大阪府人権協会と連携した人権及び法律相談事業
実施体制	実施主体は4市による輪番制とし、年1回開催
相談実績	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催できず

## ④情報の収集・提供

### 啓発教材の収集

人権に関する教材を、市民、市内事業所、協会会員に対して提供する事業

種別	タイトル	備考
図書	いつまで続く「女人禁制」	
〃	人権侵害にかかわる差別事例判例集	
〃	被差別部落マイノリティのアイデンティティと社会関係	
〃	被差別部落女性の主体性形成に関する研究	
〃	戦後アイヌ民族活動史	
〃	旅の序章	
〃	AIと差別	
〃	ゲノム操作と人権	
〃	多様性ファシリテーション・ガイド	
〃	トコトン生きるための15問	
〃	全国のあいつぐ差別事件2020年度版	
〃	子どもの権利ってなあに？	
〃	4羽のめんどりと1羽のおんどり	
〃	身の回りから人権を考える80のヒント	
〃	精神障害のある人の権利Q&A	
DVD	シェアしてみたらかわかったこと	本市人権のまちづくり協会の予算より支出
〃	「違い」を「力」にするためにー職場のコミュニケーションのヒントー	
〃	映像で学ぶ 部落差別解消推進法	
〃	わたしらしく あなたらしく～多様な性を生きる～	
〃	障害ってなに？～問いかける声 問われる社会～	
〃	ともに生きる私たちの未来～「部落差別解消推進法」がめざすもの～	

### 学習機会・情報等の提供(大阪府・関係団体と協働)

大阪府、大阪府人権協会、大阪府企業人権協議会等と連携して、市民や協会会員に対して人権に関する研修及び講師等の案内や、情報提供を行う事業

種別	内容
学習機会	大阪府人権総合講座、人権リーダー養成講座、公正採用選考人権啓発推進員研修、同和・人権問題啓発講座など
情報	新型コロナウイルスに関する差別事象、えせ同和行為、憲法や人権に関連する法律の周知など
参加実績	・大阪府人権総合講座(5名参加)、おおさか相談フォーラム(3名参加) ・人権リーダー養成講座(1名参加)

## ⑤協働の取り組み

### 人権教育(人権擁護委員藤井寺地区委員会と協働)

人権教室・人権の花運動	
実施内容	市内学校園において「いじめ」をテーマとした教材による教育、及び配布した花を育てることにより、生きる力や思いやりの心を育むための教育
実施体制	2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大により人権教室は中止、人権の花運動は花の配架のみ実施(例年、それぞれ1学校園で実施)

### 人権啓発(本市人権のまちづくり協会と協働)

パープルライトアップ事業	
実施内容	女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、市庁舎を紫色にライトアップ
実施体制	11月12日～25日 18時～24時
人権啓発ポスターの募集・パネル展	
実施内容	人権の大切さを表現したポスター作品を募集し、(市内小中学校児童・生徒から404点応募)優秀作品30点を展示
実施体制	募集期間 7月1日から9月30日 展示期間 12月3日～13日(藤井寺イオンショッピングセンターにおいて)
新型コロナウイルスに関する偏見や差別に関する啓発事業	
実施内容	「STOP! コロナ差別」をスローガンとした啓発物品(マスク・ウェットティッシュ・窓口設置用のぼり)を作成、配布
実施体制	マスクを市議会議員、協会会員等へ配布 カウンターサイン(のぼり)を市民来客用窓口に設置

### 人権相談(関係団体と協働)

女性のための悩みごと相談	
実施内容	根強く存在する性的役割分担意識による様々な悩みごとのうち、テーマを設定した相談事業を一般社団法人みらいと協働で実施
実施体制	(子育て)1月17日(日) 10時～17時 (DV・モラハラ)2月21日(日)10時～17時 (生きづらさ)3月21日(日) 13時～22時

## ⑥調査・研究

### 調査の内容, 手法等に関する検討について

【別紙2】部落差別の実態に係る調査結果報告書(一部抜粋)

- ・新たな差別を生まないために、人や地域を特定することを伴う調査は実施しないことが肝要である。(4頁)
- ・新たな差別を生じさせるおそれのある生活実態調査や学校教育現場における調査は実施すべきではない。(4頁)
- ・差別の被害者という属性を有する人を特定して調査を行うことは新たな差別につながりかねない。(5頁)

## ⑦様々な人権問題と主な取り組み

### 性的マイノリティの人権問題

【別紙3】申請書等の性別欄の見直しに関する実施調査報告

### インターネット上での人権問題

【別紙4】インターネット・モニタリング実施結果票・実施集計票

- ・差別情報の定義について

### 感染症患者の人権問題

【別紙5】偏見・差別の実態と取組等に関する調査結果(一部抜粋)

- ・ワクチン接種が進む中で新たに生じる差別について

## 令和2(2020)年度分 人権相談件数等集計表

■機関名:	藤井寺市 市民生活部 協働人権課
-------	------------------

(総件数)

相談件数	総延べ件数	総実件数
	89	69

(内訳件数)

1 人権課題別相談件数	女性		男性		子ども	高齢者	障がい者	同和問題	外国人	ヘイトスピーチ	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害者とその家族	性的マイノリティ	職業・雇用	ホームレス	刑を終えて出所した人々	その他・不明
	DV	DV以外	DV	DV以外														
※実件数	33	6			4	1												25

※重複計上可。

2 相談形態別相談件数	電話	面接	家庭訪問	手紙・ファックス	メール	その他	計
	18	64				7	89
※延べ件数							

※重複計上不可。

3 相談者の性別別相談件数	男性	女性	その他	不明	計
	7	62			69
※実件数					

4 相談者の年齢別相談件数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	60歳以上	不明	計
		4	15	17	8	6	4	3	1		11	69
※実件数												

※重複計上不可。

■機関名:	藤井寺市 人権悩みの相談室
-------	---------------

(総件数)

相談件数	総延べ件数	総実件数
	275	60

(内訳件数)

1 人権課題別相談件数	女性		男性		子ども	高齢者	障がい者	同和問題	外国人	ヘイトスピーチ	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害者とその家族	性的マイノリティ	職業・雇用	ホームレス	刑を終えて出所した人々	その他・不明
	DV	DV以外	DV	DV以外														
※実件数	11	6		1	3	2	3	1	1				2	2	2			31

※重複計上可。

2 相談形態別相談件数	電話	面接	家庭訪問	手紙・ファックス	メール	その他	計
	188	82				5	275
※延べ件数							

※重複計上不可。

3 相談者の性別別相談件数	男性	女性	その他	不明	計
	8	49	3		60
※実件数					

4 相談者の年齢別相談件数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	60歳以上	不明	計
		1	6	7	5	7	3	3	5		23	60
※実件数												

※重複計上不可。

# 部落差別の実態に係る調査 結果報告書

法務省人権擁護局

令和2年6月

## 目 次

はじめに	1	第2 調査結果	95
		第3 調査結果の分析	155
第1章 調査の意義	2	第4 調査結果のまとめ	161
第1 部落差別の解消の推進に関する法律の概要等	2	別添1 「2019年度 人権に関する意識調査」調査票	163
第2 同和問題の解決に向けたこれまでの政府の施策	2	別添2 標本抽出方法	174
第3 調査の概要	3	別添3 「同和問題に関する意識調査」調査票及び調査結果(抄)	177
第4 調査結果に基づく施策の実施	7	別添4 「人権擁護に関する世論調査」調査票及び調査結果(抄)	180
第2章 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査	8	第6章 調査結果のまとめ	186
第1 調査の概要	8	第1 調査結果から明らかになった部落差別の実態	186
第2 調査結果	9	第2 部落差別の解消に向けた今後の施策の在り方	187
第3 調査結果のまとめ	23	第3 終わりに	189
別表	26		
第3章 地方公共団体等が把握する差別事例の調査	32	参考資料	
第1 調査の概要	32	1 部落差別の解消の推進に関する法律	190
第2 調査結果	33	2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	192
第3 調査結果のまとめ	49	3 人権教育・啓発に関する基本計画	194
別表	50		
別添1 調査票(地方公共団体)	61		
別添2 調査票(教育委員会)	67		
第4章 インターネット上の部落差別の実態に係る調査	75		
第1 調査の概要	75		
第2 調査結果	78		
第3 調査結果のまとめ	85		
別表	86		
別添 アンケート調査票	88		
第5章 一般国民に対する意識調査	91		
第1 調査の概要	92		

## はじめに

平成28年12月16日に公布・施行された部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）は、部落差別に関し、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」との現状認識を示した上で、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実並びに教育及び啓発を国の責務及び地方公共団体の努力義務として定めるとともに、同法第6条において、「部落差別の解消に関する施策の実施に資するため」、国が部落差別の実態に係る調査を行うものと規定している。

法務省は、平成29年度に公益財団法人人権教育啓発推進センターに委託して、同条に基づく調査の内容、手法等に関する調査研究事業を実施した。同センターは、様々な分野の専門的知見を有する有識者で構成される有識者会議を設置し、同会議において関係者からのヒアリング等を行うとともに、有識者による討議を行い、平成30年3月にその結果が報告書に取りまとめられた。

法務省は、有識者会議の報告書で示された検討結果を踏まえ、平成30年度から令和元年度にかけて調査を実施した。本報告書は、これらの調査の結果及びその分析結果を取りまとめたものである。

## 第1章 調査の意義

### 第1 部落差別の解消の推進に関する法律の概要等

#### 1 成立経緯

「部落差別の解消の推進に関する法律案」（以下「本法案」という。）は、平成28年5月19日、第190回国会（常会）において衆議院に提出<sup>\*1</sup>され、同法務委員会に付託された。以降、本法案は、第190回国会（常会）及び第192回国会（臨時会）において審議され、同年11月17日衆議院本会議で可決、同年12月9日参議院本会議で可決・成立し、同月16日、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）として公布・施行された。

#### 2 部落差別解消推進法の概要<sup>\*2</sup>

部落差別解消推進法は、第1条において、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」とその目的を規定するとともに、第2条において、基本理念として「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。」と規定する。

これらの目的及び基本理念を受けて、同法は、第3条において部落差別の解消に関する施策についての国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、第4条において相談体制の充実を、第5条において教育及び啓発を、それぞれ国の責務及び地方公共団体の努力義務として規定している。

さらに、同法第6条において、国が「部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う」ものと規定されている。本調査は、同条に基づき、法務省が、文部科学省等の関係省庁及び地方公共団体の協力を得て行ったものである。

### 第2 同和問題の解決に向けたこれまでの政府の施策

#### 1 いわゆる同和三法に基づく対策事業

同和对策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）、地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）及び地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）（いわゆる同和三法）に基づき、昭和44年から平

---

\*1 提出者は、二階俊博，山口壯，門博文，宮崎政久，若狭勝，遠山清彦，江田康幸，逢坂誠二及び井出庸生各衆議院議員（いずれも当時）である。

\*2 部落差別解消推進法の全文は参考資料1を参照。

成14年にかけて、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」（以下「対象地域」という。）における「経済力の培養，住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与すること」を目的として，対象地域における生活環境の改善，社会福祉の増進，産業の振興，職業の安定，教育の充実，人権擁護活動の強化等に関する事業が実施された<sup>\*3</sup>。

その結果，劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され，また，差別意識解消に向けた教育や啓発も推進されるなど，同和問題に関する状況が大きく変化したこと等を踏まえ，同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は，平成14年3月をもって終了し，その後の同和問題への対応は，一般対策の中で必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととされた<sup>\*4</sup>。

## 2 教育・啓発

平成12年に，人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育啓発推進法」という。）が施行された。同法は，人権教育及び人権啓発について，国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，必要な措置を定めている。また，同法第7条において，人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画の策定が国の責務とされたことを受けて，平成14年3月に人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定，平成23年4月1日一部変更。以下「基本計画」という。）が決定された<sup>\*5</sup>。

基本計画では，政府が同和問題の解決を図るための人権教育・啓発の取組を行うこととされており，現在は，同基本計画に基づき，法務省及び文部科学省を中心とする関係省庁が所要の教育・啓発の取組を行っている。

また，地方公共団体及び教育委員会（以下「地方公共団体等」という。）においても，独自の取組として，あるいは法務省の地方委託事業の枠組みを利用するなどして，地域の実情に応じた人権教育・人権啓発の取組が行われている。

## 3 相談体制

基本計画では，同和問題に係る人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所における人権相談体制の充実及び関係機関との連携を図るものとされている。法務局・地方法務局においては，職員及び人権擁護委員が受けた人権相談について，地方公共団体等と連携するなどしてこれに適切に対応するほか，人権侵害の疑いが認められた場合には，人権侵害事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき調査・救済の手続を行うなどしている。

## 第3 調査の概要

### 1 調査の内容，手法等に関する検討

法務省は，平成29年度に公益財団法人人権教育啓発推進センターに委託して，部落差別解消推進法第6条の調査の内容，手法等に関する調査研究事業を実施した。同センターは，様々な分野の専門的知見を有する有識者で構成される有識者会議を設置し，同

\*3 同和対策事業特別措置法第1条及び第3条並びに地域改善対策特別措置法第1条

\*4 平成14年3月29日総務大臣談話

\*5 人権教育啓発推進法及び基本計画については，参考資料2及び3参照。

会議において関係者からのヒアリング等を行うとともに、有識者による討議を行い、平成30年3月にその結果が報告書に取りまとめられた。

## 2 有識者会議の報告書の概要

有識者会議では、調査を実施するに際しての留意事項、調査の内容・手法等について以下のような見解が示され、法務省としては、基本的にこれに従って調査を実施することとした。

### (1) 部落差別の定義について

部落差別解消推進法には「部落差別」の定義規定は置かれておらず、また、関係各省（法務省、文部科学省及び総務省）の所管法律の中にも「部落差別」の語を用いたり、これを定義したりしたものは見当たらない。また、本法案の審議過程では、「部落差別」の定義に関し、提出者らから、定義規定を置かずともその意味は一義的に明確であるとの説明がなされている一方で、いかなるものが部落差別解消推進法上の「部落差別」に当たるかを明確にしないまま同法第6条の調査を実施することに対する懸念も示されていた。

このような審議過程を踏まえ、部落差別解消推進法で規定する「部落差別」の意義を理解するに当たっては、政府が発行する「人権教育・啓発白書」において用いられてきた同和問題に関する説明<sup>\*6</sup>を基本に用いることが合理的であり、国民一般にも理解される内容にすることができる。調査の内容及び手法の検討に当たっては、同法の「部落差別」とは「同和問題に関する差別」をいうとの理解を前提とするのが相当である。

### (2) 調査に際しての留意事項

本法案の可決の際に、参議院法務委員会において付された附帯決議では、部落差別解消推進法第6条の調査の実施について「調査により新たな差別を生むことがないように留意」することとされており、新たな差別を生まないために、人や地域を特定することを伴う調査は実施しないことが肝要である。

また、部落差別解消推進法第6条及び前記附帯決議を踏まえ、本調査の実施に当たり、本調査は、同法第3条に規定する部落差別の解消に関する施策の実施に資するための調査であること、本調査は、本法制定時に予定されていなかった施策を実施するための新たな立法を検討するための調査ではなく、飽くまでも同法に規定された施策（相談体制の充実、教育及び啓発の実施）に資する調査とすべきであること、本調査は「部落差別の実態」に係る調査であることに鑑み、地域・個人の特定につながり、新たな差別を生じさせるおそれがある生活実態調査や学校教育現場における調査は実施すべきではないこと、地方公共団体のインターネットに関連する取組の実態を調査する場合には、国が公権力によるインターネット上の表現内容の監視を推奨していると受け止められるような調査内容及び手法を避けるなど、表現の自由の問題に十分留

---

\*6 「同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題である。」（人権教育・啓発白書 平成29年版 38ページ）

意したものとすべきこと、を遵守すべきである。

### (3) 調査項目

本調査の調査項目として、①法務省の人権擁護機関<sup>\*7</sup>が把握する差別事例の調査、②地方公共団体（教育委員会を含む）が把握する差別事例の調査、③インターネット上の部落差別の実態に係る調査及び④一般国民に対する意識調査の4種類の調査を行うのが適切であり、その根拠等は以下のとおりである。

#### ア 事実としての部落差別の把握

部落差別解消につながる施策を検討するに当たっては、いかなる差別事象が事実として存在するかを把握することが必要であるが、人を特定した上での聞き取り調査や生活実態調査を行うことは、新たな差別を生みかねない。一方、差別の被害者からの被害申告を受け、その対応を行っている地方公共団体等や法務省の人権擁護機関が持っている事例を収集する方法により、間接的にはあるものの、差別事例を把握することができ、新たな差別を生まず、かつ、中立公平を保ちながら事実としての部落差別の把握につなげることが可能となる。

#### イ 国民の部落差別に対する意識の把握

また、部落差別解消推進法第1条及び第2条の規定から、現在の国民が、部落差別に対してどのような意識を持っているのか調査することが不可欠である。もっとも、部落差別の被害に遭っている人とそうでない人とを区別して意識を調査する、すなわち、部落差別の被害者という属性を有する人を特定して調査を行うことは新たな差別につながりかねないことから、人や地域を特定する形ではなく、国民一般を対象とした意識調査を実施するのが相当である。

#### ウ 情報化の進展に伴う部落差別の状況変化の把握

部落差別解消推進法第1条が「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と規定していることに鑑みると、インターネット上で発生する差別事象の調査は不可欠である。

### (4) 各調査項目の具体的内容及び手法

#### ア 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査

法務省の人権擁護機関が把握する人権相談及び人権侵犯事件（以下「人権相談等」という。）の内容（人権侵犯事件の場合は措置の内容を含む）及び件数について調査すべきであり、その際、実社会におけるものとインターネット上のものを分けて調査すべきである。

また、人権相談等の内容及び件数の推移も踏まえて把握することがその後の施策の検討に資すると考えられ、過去5年分程度について調査を行うことが妥当である。

さらに、部落差別に関する人権相談等は、一定の類型に整理・分類することでその後の施策の検討及び実施に資することとなると考えられ、法務省の人権擁護機関が取り扱っている人権相談等の内容に応じ、①結婚・交際に関する差別、②雇用差別、③正当な理由のない身元（戸籍）調査、④差別落書き等の表現行為（賤称<sup>せんしょう</sup>の使用

\*7 法務省の人権擁護機関とは、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務局の人権擁護部門のほか、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体を含む全体をいう。

用，不特定者に対する誹謗中傷を含む。），⑤特定個人に対する誹謗中傷，⑥不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であるとする情報の発信（識別情報の摘示）の6類型に分類するのが相当である。

#### イ 地方公共団体（教育委員会を含む）が把握する差別事例の調査

全国における部落差別の実態を正確に反映した調査結果を得ることを目指す観点から，調査対象を一部の地方公共団体等に限定することは適切ではなく，全ての地方公共団体等を調査対象とすべきである。また，調査手法については，調査対象である全ての地方公共団体等に調査票を送付し，回答を求めるとともに，個別の相談等の関係者のプライバシーに配慮すること及び地域・個人の特定につながらないように，適切な措置を講じるよう求めるなどする必要がある。

地方公共団体等が部落差別の事例を把握するのは，被害者や関係者等からの各種相談や関係機関からの報告（以下「相談等」という。）を通じてする場合が大半であると考えられることから，地方公共団体等が把握する部落差別に関する相談等の内容を調査するのが相当である。

その際，実社会における部落差別に関する相談等とインターネット上の部落差別に関する相談等を分けて調査するとともに，法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の収集との平仄を合わせるため，①結婚・交際に関する差別，②雇用差別，③正当な理由のない身元（戸籍）調査，④差別落書き等の表現行為（<sup>せんしょう</sup>賤称の使用，不特定者に対する誹謗中傷を含む。），⑤特定個人に対する誹謗中傷，⑥識別情報の摘示，⑦その他（地方公共団体等において上記に分類できないもの）に分類し，過去5年分程度について回答を求めべきである。

また，相談体制の充実を図る前提として，地方公共団体等における相談体制の現状を把握することが必要となることから，地方公共団体等において相談を受け付ける部署や窓口の有無，ある場合は人員・受付時間等の相談体制について回答を求めべきである。

さらに，部落差別解消推進法第1条に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と規定されたことを踏まえ，インターネット上の部落差別の問題に関して地方公共団体等が独自に取り組んでいるものがあれば，これについて回答を求めべきである。一部の地方公共団体からは，インターネット上の表現内容についてモニタリングをしているなどの取組の報告がされるものと想定されるが，国が公権力によるモニタリングを推奨していると受け止められるような調査内容及び手法を避けるなど，表現の自由に十分留意したものとすべきである。

#### ウ インターネット上の部落差別の実態に係る調査

把握すべき情報の類型としては，識別情報の摘示，特定個人に対する誹謗中傷，不特定者に対する誹謗中傷，裁判・仮処分などで社会的耳目を集めた特定のウェブサイトなどに分類して調査することが，情報の掲載類型としては，一般に多く用いられる，掲示板，ブログ，Q&Aサイト，SNS，Wikiサイトに分類して調査することが，それぞれ考えられる。

また，調査対象サイトの中にどれだけの部落差別情報が含まれるかという情報量を明らかにすることは困難である上，実態を正しく反映したものとはならない場合

もあることから、調査すべきサイトを特定の上、その表示内容をサンプル抽出する方法が考えられる。さらに、インターネット上にいかなる部落差別情報があるかについて恒常的に調査し続けることは現実的ではないことから、調査期間等を一定程度に限る必要があると考えられる。

#### エ 一般国民に対する意識調査

部落差別に関する一般国民に対する全国規模の意識調査を実施すべきであり、その内容としては、国民の部落差別に関する認知、部落差別に関する問題意識等、教育・啓発に対する意識、相談窓口の認知の程度を把握することが有意義である。また、意識調査に当たって留意すべき事項として、新たな差別を生むことがないよう配慮した質問項目とすること、特定の回答に誘導するものと誤解される質問は可能な限り避けること、過去の調査と比較して意識の経年変化がわかるよう設問を工夫することなどが考えられる。

### 第4 調査結果に基づく施策の実施

部落差別解消推進法第3条は、部落差別の解消に関する施策の実施を国の責務として規定しており、また、同法第6条は、部落差別の実態に係る調査は「部落差別の解消に関する施策の実施に資するため」に行うものと規定している。すなわち、国は、本調査によって明らかにされた部落差別の実態を踏まえ、相談体制の充実及び教育・啓発を始めとする、部落差別の解消に向けた施策を検討し、これを実施することとなる。

また、地方公共団体についても、同法第3条において、その地域の実情に応じた部落差別の解消に関する施策の実施が努力義務とされていることから、本調査の結果を踏まえて必要な施策を検討し、これを実施することが期待される。

# アンケート調査にご協力ください

日頃から藤井寺市の人権施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
藤井寺市では、すべての人の人権が守られ、心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまちの実現を目指し、藤井寺市人権のまちづくり協会の皆さまとともに、様々な人権啓発活動を展開しています。

このアンケート調査は、これまでの人権啓発活動による成果や課題を把握するとともに、今後のより効率的かつ効果的な人権啓発活動のあり方を検討するための資料とするため、人権のまちづくり協会加盟団体の皆様にご協力をお願いするものです。

調査は無記名でお答えいただき、結果は統計的に処理し、上記以外の目的で使用することはありませんので、お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどをよろしくお願いたします。

**お問い合わせ先** 藤井寺市人権のまちづくり協会事務局

藤井寺市民生活部協働人権課

TEL:072-939-1059

問1. あなたの性別は（あてはまる番号に○をしてください）

1. 男性    2. 女性

※回答時間の目安  
は10分程度です

問2. あなたの年齢は（あてはまる番号に○をしてください）

1. 20歳未満    2. 20～29歳    3. 30～39歳    4. 40～49歳  
5. 50～59歳    6. 60～69歳    7. 70歳以上

問3. 一般的に「差別」というものについて、どのような考えをお持ちですか。あてはまる番号に○をしてください。  
（○はそれぞれ1つずつ）

	1 そう思う	2 ややそう思う	3 どちらともいえない	4 あまりそう思わない	5 そう思わない
(1)差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである	1	2	3	4	5
(2)あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
(3)差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
(4)差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	1	2	3	4	5
(5)差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1	2	3	4	5
(6)差別を問題にすることによって、より問題が解決しにくくなる	1	2	3	4	5
(7)どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ	1	2	3	4	5

問4. あなたは、次の人権問題を知っていますか。知っているものに○をつけてください。また、その問題をどのように知りましたか。あてはまる番号に○をつけてください。（あてはまるものすべてに○をしてください）

	知っている ○	知ったきっかけについて ○							
		1 家族・親戚	2 友人・知人	3 新聞・テレビ・ラジオ	4 インターネット	5 学校教育	6 行政の情報（広報など）	7 職場や地域	8 その他
(1) 女性の人権問題 (性別役割分担意識、DV被害など)		1	2	3	4	5	6	7	8
(2) 子どもの人権問題 (いじめ、虐待など)		1	2	3	4	5	6	7	8
(3) 高齢者の人権問題 (虐待、介護放棄など)		1	2	3	4	5	6	7	8
(4) 障害者の人権問題 (就職での不利な扱い、差別的言動など)		1	2	3	4	5	6	7	8
(5) 同和問題 (結婚差別、就職差別、身元調査など)		1	2	3	4	5	6	7	8
(6) 外国人の人権問題 (入居差別など)		1	2	3	4	5	6	7	8
(7) ヘイトスピーチ (特定の民族や国籍の人への差別的言動)		1	2	3	4	5	6	7	8
(8) HIV 感染者やハンセン病回復者の人権問題 (結婚の際の周囲の反対など)		1	2	3	4	5	6	7	8
(9) こころの病に関する人権問題 (うつ病、依存症などに対する偏見)		1	2	3	4	5	6	7	8
(10) 犯罪被害者の人権問題 (精神的ショック、プライバシーの侵害)		1	2	3	4	5	6	7	8
(11) ホームレスの人権問題 (周囲のいやがらせや暴力など)		1	2	3	4	5	6	7	8
(12) 性的マイノリティの人権問題 (同性愛者に対する嫌がらせなど)		1	2	3	4	5	6	7	8
(13) 職業や雇用をめぐる人権問題 (特定の職業や職種に対する偏見)		1	2	3	4	5	6	7	8
(14) セクシャルハラスメントやパワーハラスメント		1	2	3	4	5	6	7	8
(15) インターネットによる人権侵害 (誹謗中傷、リベンジポルノなど)		1	2	3	4	5	6	7	8

問5. あなたは、次のような考え方に対してどのような考えをお持ちですか。  
あなたの考えに近い番号に○印をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

	1 そつ思う	2 ややそつ思う	3 どちらともいえない	4 あまりそつ思わない	5 そつ思わない
(1)障害のある人が社会参加しにくいのは、本人の障害が原因だから、ある程度は仕方がない	1	2	3	4	5
(2)障害のある人が社会参加しにくいのは、車いすでは不便な交通機関など、バリアの多い環境に原因がある	1	2	3	4	5
(3)障害のある人が社会参加しにくいのは、市民の間に障害者への誤解や偏見があることに原因がある	1	2	3	4	5
(4)自分の住んでいる地域に高齢者や障害者などの福祉施設の建設することには反対する	1	2	3	4	5
(5)同和問題を解決するためには、差別があることを口に出さしないで、そつとしておけばよい。(自然に差別はなくなる)	1	2	3	4	5
(6)同和地区には、現在も行政から特別な施策が行われており、優遇されていると感じる	1	2	3	4	5
(7)自分の身内が同和地区出身者と結婚することには反対する	1	2	3	4	5
(8)家を購入したりマンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区と同じ小学校区の物件は避ける	1	2	3	4	5
(9)男は仕事、女は家庭といった、性別によって役割分担をする方がよい	1	2	3	4	5
(10)夫婦の間であっても、暴力をふるうことは許されない	1	2	3	4	5
(11)男は男らしく、女は女らしくするべきである	1	2	3	4	5
(12)親の世話や介護は、女性の役割だと考えること	1	2	3	4	5
(13)外国人であるという理由で、賃貸住宅の入居を断ることは許されない	1	2	3	4	5
(14)在日コリアンにはさまざまな特例制度があり、日本人よりも優遇されていると感じる	1	2	3	4	5
(15)ニートやひきこもりの状態になるのは、本人や親の責任が大きいと考える	1	2	3	4	5
(16)親がしつけのためという理由で子どもに暴力をふるうことは許されない	1	2	3	4	5



## 申請書等の性別欄の見直しに関する実施調査報告

## 【目 的】

性自認や性的指向などの理由から、悩みや困難を抱える性的マイノリティの人権に配慮し、当事者が抱える課題解決を図ることを目的とします。

## 【実施概要】

令和2年4月に依頼した「市民が市に提出する申請書等」及び「市が市民に交付する証明書等」（別紙参照）の性別欄の見直しについて、令和3年3月に実施状況調査を行いましたので、下記のとおり報告します。

なお、今後も引き続き、申請書等の性別欄の必要性や記載方法について、人権尊重の観点から、調査、研究を進めてまいります。

## 【調査結果】

性別欄を設けている申請書や証明書等	283件 <sup>㉑</sup>
削除等見直し不可のもの	225件 <sup>㉒</sup>
削除等見直しの裁量があるもの	58件 <sup>㉑-㉒</sup>
うち、削除等見直したもの	15件
うち、今後、見直すもの	43件

※詳細一覧については別紙のとおり

閲覧
----

## インターネット・モニタリング実施集計票

モニタリング実施期間		2020年10月1日から2021年3月31日まで				
モニタリングスレッド数		21 スレッド				
		権利侵害態様別				
		個人(市民)に 対するもの	団体(市・地区)に 対するもの	差別的用語	その他	合計
人 権 課 題 別	部落差別	4	45			49
	外国人	1	1			2
	障害者					
	その他					
	合計	5	46	0	0	51

(注)重複計上あり

上記のうち削除要請したもの

		権利侵害態様別				
		個人(市民)に 対するもの	団体(市・地区)に 対するもの	差別的用語	その他	合計
人 権 課 題 別	部落差別	3	31			34
	外国人					
	障害者					
	その他					
	合計	3	31	0	0	34

(注)重複計上あり

前回削除要請したもののうち削除されたもの

		権利侵害態様別				
		個人(市民)に 対するもの	団体(市・地区)に 対するもの	差別的用語	その他	合計
人 権 課 題 別	部落差別	3	26			29
	外国人					0
	障害者					0
	その他					0
	合計	3	26	0	0	29

(注)重複計上あり

令和2年10月16日  
新型コロナウイルス感染症対策分科会  
偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ(第3回)

# 偏見・差別の実態と取組等に 関する調査結果

三重県知事 鈴木 英敬

# 1. 偏見・差別の実態 ～感染者・濃厚接触者やその家族等に対する事例～

No.	具体的な内容
1	感染者が、仕事で着用する制服を、家族に頼んで市内のクリーニング店に持って行ってもらったところ、感染者の職場にクリーニング店から連絡があり、「コロナの洗濯はできません」「洗濯物を取りに来てください」と言われたとのことであり、本人氏名が公表されていないにも関わらず、個人が特定されている状況である。
2	住民から、「新型コロナウイルスに感染したとする貼紙が見つかった」との通報があった。貼紙には3人の氏名と年齢が記載され、同市の民家の壁などで複数枚見つかった。これを受け、人権啓発担当部署は記者発表を行い、正確な情報に基づく冷静な行動の呼びかけ、HP上に相談窓口一覧の掲載を実施した。
3	県人権センターに「コロナに感染していたことを会社に話すと、来なくていいと言われるか不安である」、「コロナにより入院したことから、会社から雇い止めを受け、退職することとなった」といった相談があった。
4	市内のレストランにおいて、感染者が在籍する大学と同じ大学の「関係者入店遠慮」の貼紙が貼られていた。翌日、市から「人権への配慮」を店側に要請し、撤去。
5	市内の大学のクラブ活動関連施設でクラスター事案が発生し、同大学の学生等が不当な扱いを受ける事案が発生。これを受け、大学と市が共同会見を開いて冷静な対応を呼びかけた。

- 新型コロナウイルス感染症に対する忌避意識から、感染者やその家族等が不当な差別、誹謗中傷を受ける事案が多数発生。
- 生活の維持に必要なサービスを受けない、店舗利用を拒否されたといった実害が生じており、退職に追い込まれたなど、当人の人生に大きく影響を及ぼした事例も発生。

# 1. 偏見・差別の実態 ～医療従事者に対する事例～

No.	具体的な内容
1	患者と医師の感染が明らかになっていた県内の総合病院において、感染者の濃厚接触者ではないスタッフが、子どもの学童保育や保育所の受け入れを断られたり、配偶者が職場から出勤停止を命じられたりした。これを受け、市教育委員会は、市内の認可保育所や幼稚園などの施設長に対し、新型コロナへの対応を文書で通知し、風評被害防止の要請を実施した。
2	県内の重点医療機関が職員に実施したアンケートにおいて、スタッフの子どもが、同級生に「お前のお母さん、病院で働いてるんだろ。菌持ってくるんじゃない」と言われたとの回答や、委託業者が病院内の点検や廃棄物の処理に難色を示しているなど風評被害の回答が確認された。
3	新型コロナウイルス感染症による県内病院への影響調査の中で、病院職員が、店舗の予約拒否、保育園卒園式への出席拒否、タクシーの乗車拒否に遭ったという回答があった。これを受け、県では、理美容・保育・交通関係の事業者団体を訪問し、医療従事者等に対する不当な差別・偏見・心ない言動の防止について、各団体・組合員への周知を直接依頼した。
4	「医療従事者であることを理由に、(相談者の)身内の葬儀への参列を断られた」との相談が寄せられた。
5	病院が工事を発注しようとしたら業者に断られた。これらの偏見差別の情報や患者の急増を受け、知事は、記者会見にて医療従事者への偏見をなくすように強く訴えた。

- 医療従事者やその家族に対して、いじめ、生活の維持に必要なサービスの提供拒否、保育園への登園拒否、行事への参加拒否等の差別事例が全国で多数発生。
- 医療従事者を応援する気運の醸成、事業者団体(理美容・保育・交通等)への働きかけ、人権への配慮に関する教育等の強化が必要。

## 1. 偏見・差別の実態 ～社会福祉施設、事業者、エッセンシャルワーカー等に対する事例～

No.	具体的な内容
1	集団感染が発生した社会福祉施設から、「公表後、施設へのいたずら電話が10数件、施設職員の家族に対する感染発生に関する苦情電話1件、地域住民から説明会をしないのかという電話1件があった。」という報告があった。これを受け、県担当課は、地域住民向けの説明をホームページ等を活用して行うことなどを助言した。(施設はホームページへの掲載及び地域住民への回覧による情報提供を実施)
2	SNSに「感染源の店」「コロナ患者が働いている」「コロナ患者が立ち寄った店」などの書き込みがされたという相談があった。
3	警察官は不特定多数の県民と接触する職種のため、警察官からの感染を不安視してか、「この時期に街頭活動(交通取締り、巡回連絡等)は必要なのか」等の連絡があった。
4	4月上旬、感染拡大地域に仕事で往来する運送業(エッセンシャルワーカー)の保護者に対し、学校長が、児童・生徒の自宅待機を要請した。これに対し、勤務先の会社が「職業差別につながりかねない」と学校と市教委に見解を示すよう求めた。
5	県民から、「長距離トラックで東京、大阪等に行くのだが、社内で病原菌扱いをされる。労基に相談して社長へ注意してもらったが、特定の間人が徒党を組んで、モラルハラスメントを止めない。無症状だがPCR検査を受けて無実を証明したい。」との電話相談があった。これに対し、市町の人権担当課もしくは法務局に相談を勧めた。

- 感染者が発生・利用した施設や店舗等において風評被害や問い合わせ対応、デマに苦慮する事例が多数あった。
- 不特定多数の人と接する、または県境を跨ぐといった業務を行う方々への「職業に対する偏見」が発生。

# 1. 偏見・差別の実態 ～県外在住者等に対する事例～

No.	具体的な内容
1	隣県在住の県内大学に通う子どもの父親からの相談。お盆に子どもが帰省し、昨日県内のアパートに戻ったところ、玄関ドアに生卵が投げつけられ、殻が散らばっていたうえ、郵便受けの中に生卵がつぶして流し込んであった。コロナに関係する嫌がらせだと考えられ、大家さんに連絡すると、自分で対応するよう言われ、不動産屋に連絡したところ、警察に連絡しておくと言われた。
2	感染流行地に居住する相談者が、当該市在住の両親宅に帰省しようとした際に、両親が利用している複数の介護保険事業所から「帰省したらサービスを中止する」旨の発言を受けた。 これを受け、当該市の担当課は、市内の介護保険施設・事業所に対し、やむを得ない事情により県外の家族等との接触があった場合でも、感染疑いや発熱等の症状が無い場合には、十分な感染防止対策を行ったうえ、利用者に対して必要な介護サービスを継続的に提供する旨の通知を発出した。
3	「『夫の職場が感染者が確認された地域にある』ということを理由に差別を受け、仕事をクビになった。こういうことがあるということを知っておいて欲しい。」という相談が寄せられた。これに対して、相談者に対しての丁寧な傾聴及び寄り添った対応、広報による継続的な啓発等呼びかけを実施した。
4	他県から転勤により令和元年10月から本県に住んでいるが、中学生と小学生の子ども達が「コロナ県」と言われるなどいじめられたり、県外ナンバーの車を見て「観光自粛なのに、県外から何しに来たのだ」と言われたりした。
5	感染者が多く発生した市から隣接市のスポーツ教室に通っていたところ、隣接市の保護者からの苦情で通えなくなってしまった(9月)。

○ 県外在住者や県外ナンバー車所有者等に対しても、偏見・差別言動、サービスの利用拒否、いじめ、不当な解雇事例等が確認されている。

○ 同一県内であっても、感染が確認された地域に対する偏見・差別が生じ、地域間の分断と軋轢が生まれている。

# 1. 偏見・差別の実態 ～インターネット上の不適切な書き込みの事例～

No.	具体的な内容
1	SNS上で、感染者が発生したスポーツ教室の参加者が通う学校名や写真、複数の感染者が発生したという内容が拡散されているという電話連絡があり、不確かな情報に惑わされないように冷静な対応をするよう依頼した。
2	退院した患者に関し、SNS上で自殺したとデマが出回ったため、(県の)別件での記者会見の際に否定した。
3	市内で感染者が確認され、公表された情報から感染者とは全く関係のない方が感染者であるという誤った情報がインターネット上の掲示板等で拡散され、その影響によりその方が営む商店への来客が大幅に落ち込んだ。

- インターネット上で実名や写真が拡散され、感染者や関係者が偏見・差別に苦しんだ事例が相次いで発生。また、事実とは異なる情報が流布し、風評被害により営業が困難となる事例もあった。
- 誹謗中傷に苦しむ姿を目の当たりにした感染者が、情報提供を拒む事例もあり、感染防止に必要な情報の提供が困難となることや、受診控え等が懸念される。

# 1. 偏見・差別の実態 ～その他特筆すべき事例～

No.	具体的な内容
1	相談者本人には感染事実はないが、親族の同僚などが感染したことや新型コロナが発生した店を訪れたことなどを理由に叱責・誹謗中傷を受けたうえ、会社から休業を命じられた。(複数件相談あり)
2	8月下旬に新型コロナウイルス感染症が流行している県に4泊5日の家族旅行をしたところ、旅行から帰った後、感染症の症状がないにもかかわらず、近所の者から感染者と決めつけられた等の誹謗中傷を受けたり、子どもが通う学校の保護者から子どもを通学させていることに関する苦情を受けたりした。また、職場(介護職)からは2週間仕事を休むよう言われた。
3	8月末に県外へ旅行に行くことを母子ともに事前に周囲に話していたところ、子どもは友だちから責められ、母親は職場や子どもの友だちの母親から責められた。周りからはひどく言われたが、保健所の職員には励まされた。
4	マスクをして飴玉を口に含みながら買い物していたところ、誤って飲み込んでしまい、咳こんでしまった。後ろから、老夫婦が追いかけてきて、「おまえ、コロナにかかっているだろう!(咳して)拡散しているだろうが!!」と、酷く叱責され、ショッピングカートを足の踵にぶつけられた。
5	新型コロナウイルスに関連して外国人に対し差別的な貼り紙をした店舗について、県と市にメールで相談が寄せられた。その後、市からその店舗に対し差別や偏見を助長する可能性について説明し、理解を得ることができた。
6	新型コロナウイルスの影響を鑑み会社が設定した体温測定による休暇取得基準のため、持病により平熱が高い相談者は自宅で療養しなければならないこともあった。そのため、体温測定をストレスに感じており、また上司から外出するなどと言われるなどの嫌がらせも受けているという相談が寄せられた。

- 感染事実がないにも関わらず、行動歴等によって差別を受けた事例や外国人等を対象とした差別などさまざまな事例が発生。